

令和５年度 第４回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和６年３月２１日（木）午後２時００分から午後４時００分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎４階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、大島副委員長、秋澤委員、工藤委員、嶋口委員、高崎委員、
武尾委員、玉井委員、仲委員、星名委員、三浦委員、安田委員

（欠席）五十嵐委員、金井委員、白井委員

【事務局】介護保険課：宍戸課長、佐藤課長補佐、茂木課長補佐、関澤係長、小西主査、
竹内（晶）主査、国部係長、桂係長、出雲主任、山崎
福祉総務課：清家係長、小松原
地域福祉課：岩崎主査
指導監査課：吉田課長、安藤主査、高山主査、瀬戸
健康増進課：川田課長、竹内（和）主査

【傍聴者】１名

１ 開 会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

２ 議 題

（１）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から【資料１】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 Ｐ２の３年間分の対象者に対して利用者数が示されているが、事業対象者
要支援１・２の方が、前回の認定からどのような変化があったか確認でき
るデータはあるか？また、サービスを利用したことによる変化、あるいはサ
ービスを利用しなかった変化が確認できるデータはあるか？

事務局 現状、比較データは持ち合わせていない。今後、データが取れるか確認の
うえで検討し、役立てることができたらと考える。

(2) 介護予防支援事業の指定について

【意見聴取事項】(事前)

居宅介護支援事業者に対する介護予防支援事業の指定について

事務局から【資料2】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 別添1の介護予防支援費が1と2で分けて表記されているが、違いは何か？
介護予防支援事業者は市役所への情報提供を行うよう記載されているが、
今までは行う必要がなかったため、何を行うのか？また、主任ケアマネが
いる居宅介護支援事業所は大体申請を行うのか介護予防支援事業者の指定の
見込みを教えてください。
- 事務局 介護予防支援費1と2の違いは地域包括支援センターか居宅介護支援事業所
か報酬の違いである。情報提供については介護予防サービス計画の実施状
況やアセスメントの状況、介護予防支援の経過記録などを市が把握する必
要があれば求めるが、具体的にどのような時に必要とするかはまだ明確に
はなっていない。また、現在、委託を受けている事業所が指定の申請を受
ける可能性はあるが、件数については正確な数字を把握していない。
- 委員 仮に別添2に記載されている116の事業所が、指定申請をした場合は介護
保険運営協議会で審議しなくとも指定するということか？
- 事務局 116の事業所は居宅介護支援の指定をうけているため、介護予防の指定申
請があった際に、今回の令和5年度 第4回介護保険運営協議会をもって、
事前の意見聴取を行ったとして認めていただきたい。116の事業所のすべ
てが介護予防支援の指定を受けるわけではないが、今後、地域包括支援セ
ンター以外の介護予防支援の申請があった場合は、指定をした後で介護保
険運営協議会に報告させていただきたい。

(3) 地域密着型サービスについて

【意見聴取事項】(事後)

地域密着型サービス事業者等の指定に係る意見について

事務局から【資料3】に基づき説明を行い、以下の質疑があった

- 委員 P8の⑭やP16の⑮の消火器はコーナー角に置いてあるのか？利用者の方
の邪魔にならないのか？
- 事務局 どちらも相談室の中に設置されており利用者の方の導線上に設置してい
るわけではない。

委 員 P 14の②の入り口にあるキャスター付きテーブルはとっさに手を得浮いた際危ないのでないか？また、P 15の⑩のトイレやP 16の⑬の洗面台についても必要最低限のものを置きスペースを空けるべきではないか？

事務局 キャスター付きテーブル及び掃除用具等について、ものは最小限にとどめた方が良くいと事業所に伝えたいと思う。

委 員 P 15の⑧・⑨の相談室はしっかりとした仕切りがなくても良いのか？また、P20の④相談室と⑤事務室は区切られてないように見えるが良いのか？

事務局 どちらも施錠できる事務室内に相談室を設けており、プライバシーには配慮されている。また、事務室に職員がいた場合も想定してパーテーションで事務室内を区切っている。利用者にとって落ち着いて相談できる場所となるために配慮するよう事業所に伝えたい。

委 員 P 22の⑦のトイレにはブザーの設置はないのか？

事務局 ブザーの設置はない。基準上設けることは必須ではないが、認知症の利用者をケアする観点から、設置を検討するよう伝えたい。

委 員 P 16の⑬の洗面台は食器カゴが設置されているが手洗い場と食器など洗う場所が一緒なのか？分けるべきでは？

事務局 口腔ケア等を行う際のコップ等を置く場所であり、食器ではない。ただ、衛生管理は徹底するよう伝えたいと思う。

【報告事項】

①地域密着型サービス事業者等の指定更新について

②地域密着型サービス事業等の廃止について

事務局から資料4-1、資料4-2に基づき説明を行った。質疑はなかった。

(4) 神奈川県による指定市町村事務受託法人の指定について

【報告事項】

事務局から資料5に基づき説明を行った。質疑はなかった。

(5) 地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託について

【承認事項】(事前)

事務局から【資料6】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 議題2で116事業所と示していたが、現在委託を受けている事業所は資料6表紙の1番・2番の市内7事業所と92事業所の99事業所で、要するに116分の99が現在、委託として要望を受けているということか？
- 事務局 その通りである。
- 委員 委託予定事業所一覧を確認すると、令和6年度中に廃止された事業者が複数あるようだが。
- 事務局 大変申し訳ない。事業所の精査をさせていただき、改めて正しい資料を再提示したい。
- 委員 それでは、本事項に対する決議は保留とし、後日、精査された資料を事務局から各委員に送付してもらい、書面による審査を行うこととしたい。

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の進捗状況について

【報告事項】

事務局から資料7に基づき説明を行った。質疑はなかった。

3 そ の 他

(1) 令和6年度予算の概要について

事務局から資料8に基づき説明を行った。質疑はなかった。

(2) 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について

事務局から資料9に基づき説明を行った。質疑はなかった。

4 閉 会

今回の開催は令和6年6月を予定していることを事務局から提示し、閉会した。

5 地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託について【資料6】の追加審議(書面決議)について

3月25日付けで、修正し差し替えた【資料6】を各委員あて送付し、書面審査を行った結果、当該事項については承認された。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上